

令和7年度

北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会

薬事分科会

令和7年11月10日

午後1時30分 開会

○鎌田生活環境安全課長 定刻になりましたので、ただいまより令和7年度北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、多摩立川保健所生活環境安全課長の鎌田でございます。どうぞよろしく願いいたします。議事に入りますまで、進行を務めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、多摩立川保健所長の中坪より皆様へ一言ご挨拶申し上げます。

○中坪保健所長 皆様こんにちは。多摩立川保健所長の中坪と申します。この4月に、こちらに着任させていただきました。よろしく申し上げます。本日はお忙しい中、北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会にご参加、ご出席いただき、ありがとうございます。

日頃より委員の皆様方におかれましては、都の薬事行政に加えまして、保健所の様々な事業にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。この場を借りて改めて御礼申し上げます。

本日の分科会におきましては、薬育活動のご報告と併せまして、偽造処方箋対策、あと、医薬品適正使用推進に係る啓発資材の作成についても取り上げさせていただきました。

薬育につきましては、昨年度までの6年間で、委員の皆様方のご協力の下、このパンフレットでありますとか、動画等を作成し関係機関へ配付するなど、普及啓発活動を実施してまいりました。

また、6市の教育委員会の生活指導主任会におきまして、薬育事業の実施に向けましての支援を、引き続き情報提供させていただいたところでございます。

一方で、若年層における大麻の検挙人数が年々増加しているというのは、皆様もご存じかと思うのですが、昨年度6,000人を超えまして、覚醒剤事犯を上回っている状況でございます。また、せき止めだとか風邪薬などの市販薬を乱用する、いわゆるオーバードーズですね。こちらの問題がいまだに後を絶たず、学校や家庭での孤立であるとか。日常生活の様々な悩みなどの生きづらさであるとか、そういうところに起因しているということも報告されているところでございます。

薬局等のご意見や、薬剤師による気づきなどによる活躍が期待されているところでございます。

また、本年5月には改正薬機法が公布されまして、乱用のおそれのある医薬品販売について販売方法を見直して、若年層に対して適正量に限って販売することを義務づけする等、来年5月1日に施行されるということで聞いております。

また届出制でありました健康サポート薬局につきましては、健康増進支援薬局として、

都道府県の認定制度とすることとされました。このような医薬品の適正な提供のためには医薬機能強化等、法改正が様々予定されているところでございます。

今回の議事でもございますけれども、先ほどお話したような偽造処方箋について、管内の薬局においてカラーコピーを使った偽造処方箋の事案があったということもございましたので、向精神薬を不正に入手した事例が複数報告されたということです。そのために昨年度末に当保健所から、偽造処方箋に関する注意喚起の通知を出させていただいたところでございますけれども、皆様方薬剤師会のところに不正譲渡などの二次被害につながることも危惧されますので、より一層、そこについては注意をお願いしたいと思っております。

最後に、薬局における課題と意見交換の時間を設けさせていただきたいと思っておりますので、分科会では、ぜひとも皆様方の忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田生活環境安全課長 ありがとうございます。

それでは、本日出席の委員の皆様を、お手元の委員名簿の順番に従いましてご紹介させていただきます。

まず、立川市薬剤師会会長の古谷委員でございます。

○古谷委員 よろしくお願いたします。

○鎌田生活環境安全課長 昭島市薬剤師会会長の池嶋委員でございます。

○池嶋委員 よろしくお願いたします。

○鎌田生活環境安全課長 国分寺市薬剤師会会長の笠原委員でございます。

○笠原委員 よろしくお願いたします。

○鎌田生活環境安全課長 国立市薬剤師会会長の下平委員でございます。

○下平委員 よろしくお願いたします。

○鎌田生活環境安全課長 松岡委員につきましては、遅参される旨のご連絡を頂戴してございます。

続きまして、武蔵村山市薬剤師会会長の宇津木委員でございます。

○宇津木委員 よろしくお願ひします。

○鎌田生活環境安全課長 北多摩西部地域保健医療協議会委員、東京都薬剤師会相談役、上村委員でございます。

○上村委員 上村です。よろしくお願ひします。

○鎌田生活環境安全課長 続きまして、北多摩西部健康危機管理対策協議会委員、北多摩薬剤師会会長の平井委員でございます。

○平井委員 よろしくお願ひします。

○鎌田生活環境安全課長 続きまして、多摩立川保健所の職員を紹介いたします。中坪保健所長でございます。

○中坪保健所長 改めて、中坪でございます。よろしくお願ひいたします。

○鎌田生活環境安全課長 稲葉副所長でございます。

○稲葉副所長 稲葉です。よろしくお願ひいたします。

○鎌田生活環境安全課長 吉井市町村連携課長でございます。

○吉井市町村連携課長 吉井でございます。よろしくお願ひします。

○鎌田生活環境安全課長 土方保健対策課長でございます。

○土方保健対策課長 土方です。よろしくお願ひいたします。

○鎌田生活環境安全課長 岡田地域保健推進担当課長でございます。

○岡田地域保健推進担当課長 岡田と申します。よろしくお願ひいたします。

○鎌田生活環境安全課長 中澤歯科保健担当課長代理でございます。

○中澤歯科保健担当課長代理 中澤です。よろしくお願いいたします。

○鎌田生活環境安全課長 そして、生活環境安全課長の鎌田でございます。

また事務局として、生活環境安全課薬事指導担当から3名出席しておりますので、ご紹介させていただきます。

光川統括課長代理でございます。

○事務局（光川） 薬事指導担当の光川と申します。引き続きまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○鎌田生活環境安全課長 澤田課長代理でございます。

○事務局（澤田） 澤田と申します。よろしくお願いいたします。

○鎌田生活環境安全課長 川野主事でございます。

○事務局（川野） 川野です。よろしくお願いいたします。

○鎌田生活環境安全課長 なお、本日の会議の会議録及び会議に係る資料につきましては、分科会設置要綱第7により公開とさせていただいております。

本日は、一般の方の傍聴はございません。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

○事務局（光川） それでは、光川からご説明させていただきたいと思っております。

事前に皆様方にメールでも送らせていただいておりますが、まず、こちらのほうの資料の確認でございます。

最初に、お手元でございます北多摩西部地域保健医療協議会生活衛生部会薬事分科会の次第がございます。1枚おめくりいただきますと、次に薬事分科会の委員の名簿がございます。それから、その後ろでございますけれども設置要綱ですね。こちらにつきましては昨年8月に改訂させていただいた最新の要綱となっております。

それから、資料1でございますけれども、各市教育委員会及び薬物乱用防止地区協議会への情報提供になっております。

それから、資料1の附属資料でございますけれども、おめくりいただきまして資料1-①、令和7年度生活指導主任会での情報提供について。それから1-②でございます。「くすりについて正しく学ぼう」のチラシでございます。それから資料1-③でござい

ますが、令和6年度薬物乱用防止ポスター東京都選考入賞作品となっています。それから資料1-④でございます。薬育を始めませんかということで、表裏の資料となっております。それから資料1-⑤でございますが、こちらが動画案内チラシ（大麻編）、カラーの表裏のチラシとなっております。それから資料1-⑥ですが、こちら動画案内チラシ（オーバードーズ編）、こちら表裏カラーのチラシとなっております。

それから資料1-2でございますが、薬剤師会及び地区協議会との連携事業についての資料でございます。

それから資料2になりますが、保健所ギャラリーにおける企画展示、「薬育始めてみませんか？」という、ホームページからの資料となっております。

それから資料の2-1でございます。健康だよりの掲載についてのカラーの資料となっております。

それから資料3でございますが、薬事課から、偽造処方箋対策について。

それから資料3の附属資料ですけれども、資料3-1「向精神薬取扱いの手引（薬局用）（令和6年12月改訂）」からの抜粋の資料となっております。2枚の資料となっております。

それから資料3-2でございますが、偽造処方箋注意喚起ポスター、こちらはカラーの資料、チラシになってございます。

最後、資料4になりますが、医薬品適正使用推進に係る啓発資材の作成についてということで、以上の資料となりますけれども、ご不足ですとか落丁等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

資料の説明は以上となります。

○鎌田生活環境安全課長 ありがとうございます。

冒頭、中坪所長からのご挨拶にもありましたが、本日の分科会では議事として、地域及び保健所における薬育活動の展開について、偽造処方箋対策、医薬品適正使用推進に係る啓発資材の作成について、ご報告させていただきます。

それではこれからの進行につきましては、上村会長にお願いしたいと考えております。上村会長、どうぞよろしくお願いたします。

○上村会長 ありがとうございます。毎年、やらせていただいております。

また、保健所の方々にとりまして、我々、薬剤師会のこういう分科会を持っていただいている、本当に大変ありがたいことだなど、私思っておりますので、この場をお借りしましてお礼をさしあげたいと思います。どうもありがとうございます。

では、時間もありますので議題に入りたいと思います。

まず、議事1として「地域における薬育活動の展開について」ということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局（光川） はい、ありがとうございます。

私のほうからご説明させていただきたいと思います。資料でございますけれども、資料1をご覧くださいと思います。

今回、保健所のほうから地域に対しまして実施いたしました薬育活動につきましてのご報告となります。今回のご報告対象といたしまして三つございますけれども、初めに、各教育委員会への情報提供についてでございます。

多摩立川保健所では、毎年度、年度当初、学校の新学期の時期に合わせて、6市の教育委員会に対しましてご連絡し、教員の皆様方が集まります会議開始前の時間をいただきまして、保健所から情報提供してまいりました。

今年度につきましては、諸般の理由がございまして9月以降の日程で実施、それから実施予定とさせていただいております。

資料1をご覧くださいと思います。

各教育委員会への日程、それから講演先、対象者及び対象者数についてでございます。詳細はこちらの資料のとおりでございます。なお、昭島市につきましては、来月12月4日に実施の予定としております。

今年度につきましては、効率的に情報提供を実施するという目的から、実際に学校全体の生活指導に関する方針の作成ですとか、生徒の生活全体に関わる指導を統括される、いわゆる学校経営のスタッフの一人として、生活指導全般にわたります業務の企画、立案、そういったものをご担当されております生活指導主任の先生方が集まる情報伝達会議に絞りまして、今回は情報提供の実施をさせていただきました。

実際の情報提供内容でございますけれども、資料の次のページ、1-①、それから1-⑥の資料を配付させていただきまして説明をいたしました。

資料1-①についてでございますけれども、こちらの配付資料のおもてがみとなっております。情報提供内容の趣旨をまずは記載させていただいております。

この中での主なご報告内容でございますが、先に所長からもお話がありましたけれども、薬物乱用の現状について説明をさせていただきました。全国におけます大麻事犯、平成26年度以降、増加傾向にあります。昨年度の大麻については6,000人を超えたということで、あと、30歳未満の若年層、依然として大麻の乱用拡大は歯止めがかからない状態だということをお伝えいたしました。

また、令和6年の警察庁の調査におきまして、やはり大麻の危険性を認識していない方が、まだ7割程度を占めているというようなことで、ほかの薬物と比較しまして非常に認識が著しく低かったといったようなこと。それから、その原因としましては、インターネットですとかSNS上で、大麻には有害性がないといった、そのような誤った情報ですとか、そういった情報が影響されると考えられますということで、引き続き、若い世代への大麻乱用対策の強化が必要な状況になっているということをお伝えいたしま

した。

特に市販薬のオーバードーズについてでございますけれども、令和6年の国の調査におきまして、10代、20代の若い世代の薬物依存症患者の原因薬物におきましては、市販薬の割合が高くなっているということでございます。特にデータ的に見ますと、平成26年0%だったものが、昨年では71.5%に急増しているというようなことで、そのような急増しているということを強調して説明させていただきました。

また、一人で抱え込まずに、相談機関への早めの相談であるとか、そういったものも必要だという重要性を伝えるなどの必要性についてもお伝えをさせていただきました。

資料1-②をご覧いただきたいと思います。こちらは保健所のホームページで既に薬育に関する情報を確認できる状況にはなっております。こちらのカラーコピーの物を先生方にお渡しして、ぜひ、薬育について、こちらのQRコードからご覧いただきますようにということをお伝えをさせていただきました。

それから資料1-③についてでございますが、こちらは昨年の薬物乱用ポスター等の東京都選考入賞作品の紹介、それから募集への御礼を申し上げます。

それから資料1-④をお開きいただきたいと思います。こちら、薬育についてのご説明と、講師といたしまして薬剤師を検討されている際のご相談先を掲載している資料となっております。皆様方に年度当初、内容を更新していただいたという内容になっております。こちらのほうも配らせていただきました。

最後ですけれども資料1-⑤、それから1-⑥についてでございます。こちら、若年層の方に向けての大麻乱用、それから市販薬オーバードーズ防止啓発動画の紹介チラシについてご案内をさせていただきました。東京都のホームページ上で、大麻の乱用ですとか市販薬のオーバードーズについての不安や疑問について、弁護士や元薬物依存症の当事者等からのメッセージを動画で発信しているということで、こちらが視聴可能であるということをお伝えさせていただきました。

毎年度、様々な機会をいただきまして、保健所から積極的にお伺いいたしまして情報提供させていただくということと併せまして、保健所と教育委員会とのつながりを今後ともつないでいきたいと思っております。先生方への支援ですとか、そういったものを合わせて講じていきたいと思っております。

○鎌田生活環境安全課長 事務局から説明させていただきました。

松岡先生がいらっしゃいましたので、ご紹介させていただきます。

東大和市薬剤師会会長の松岡委員でございます。

○松岡委員 よろしくお願いたします。

○鎌田生活環境安全課長 引き続き、進行させていただきます。

では、事務局のほうからお願いいたします。

○事務局（光川） では、続きまして資料1－2に移らせていただきたいと思いますのでございます。

こちらにつきましては、薬剤師会と薬物乱用防止地区協議会との連携事業についての説明でございます。本年度につきましては、資料に記載の三つのイベントに協力をさせていただきました。

一つ目でございますけれども、国分寺市の協力依頼に基づきまして実施したものでございます。市内の中学生を対象といたしまして、薬物乱用防止ポスター・標語の作品を募集された結果、ポスターが20作品、それから標語が247作品の応募がございました。その中から、多摩立川保健所からポスター4作品、それから標語4作品を選考いたしまして、選考結果から最終的に協議会による選考によって多摩立川保健所長賞が決定されるというものでございます。

賞といたしまして、ほかに地区会長賞、それから教育長賞、警察署長賞、佳作がそれぞれの部門として選ばれます。各賞の選考結果につきましては、今後、報告される予定となっております。

それから二つ目でございますけれども、「第28回健康のためのくすり学フェア」が立川市薬剤師会と立川市共催で10月19日に開催されております。こちらにつきましては、啓発資材の設置と配布をお願いさせていただきました。

配布物といたしましては、先ほどご紹介させていただきました大麻とオーバードーズの動画案内チラシでございます。それから、案内ポスターの所内掲示板への掲示を薬事課担当窓口チラシを配付いたしまして、情報提供させていただいております。

それから三つ目でございますけれども「第29回立川市薬物乱用ダメ・ゼッタイフェア」への参加についてです。こちらは12月8日土曜日に開催をされておりましたけれども、こちらにつきましては薬物乱用防止推進立川市協議会、それから立川市子ども家庭部子ども育成課青少年係の方が窓口となりまして、立川市主催の立川楽市の一環で、昭和記念公園内で開催されました。

そのフェアに薬事担当2名が実地に参加いたしまして、啓発資材としましてティッシュペーパー、それからチラシ配布、保健所内での案内掲示も実施をさせていただきました。ご参考までに昨年度の写真を下のほうでございますけれども、掲載をさせていただいております。

議題1につきましては、以上でございます。

○上村会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明がありましたけれども、このことについてご意見、ご質問等がございましたら、手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。大

丈夫でしょうか。

では、また後からでも結構ですので、あれば言っていただければと思います。

では次に、議事の2として、次は「保健所における薬育活動の展開について」ということで、ご説明をお願いします。

○事務局（光川） ありがとうございます。事務局からご説明をさせていただきたいと思  
います。

それでは、資料2のほうをご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、保健所の展示の様子をホームページで紹介をさせていただ  
いたサイトの内容となっております。保健所では、毎年様々なテーマで展示を行って  
おりますけれども、本年5月には薬事指導担当で薬育に関する展示を実施しております。  
6月には国際麻薬乱用撲滅デーがございますので、それに先駆けまして違法薬物の乱用  
防止、それから、植えてはいけない「けし」についてのパンフレット等を併せまして展  
示しております。

展示物の中に、令和3年に作成いたしました薬育動画、それから薬のカプセル模型、  
人体の模型、それから薬物乱用防止パンフレット、それに加えて、今年度新たに薬  
物依存症に関するパンフレットのほうも数種類取りそろえさせていただいております。

また、昨年度から開始させていただいておりますけれども「けし」のクイズなどに  
つきましても、引き続き展示をさせていただきました。

ちなみに、今月につきましては医療安全推進月間、それから薬物耐性対策月間に関  
する展示と、それから常設で6市紹介コーナーがございますので、ぜひ、お帰りの際  
にはご覧になっていただけましたらと思っております。

それから、資料2-1をお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、多摩立川保健所で年2回発行しております情報誌、健康だ  
よりに掲載の薬事関係の内容となっております。上のほうが、今年7月に発行いたしま  
した薬の適正使用に関する内容、さらに下のほうは今年11月発行の薬剤耐性を防  
ぐための抗菌薬の正しい飲み方についての情報となっております。

当情報誌につきましては、各薬剤師会様のほうにも配付をさせていただいている  
かと思っております。会員の皆様方にも、ぜひ、ご案内いただけましたらと思  
っております。

以上でございます。

○上村会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご質問、ご意見ございますでしょうか。いかが  
でしょうか。よろしいですか。

それでは、議事3「偽造処方箋対策について」、ご説明をお願いします。

○事務局（光川） ありがとうございます。

議事3についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、資料3をご覧いただきたいと思います。

こちらが偽造処方箋対策についてという表題になってございます。本年の2月から3月にかけてでございますけれども、当所管内で複数の薬局から、カラーコピーされた向精神薬に係る偽造処方箋が発見された旨の情報がございました。

発見された処方箋につきましては、同じ患者が持ち込んだものということで、この方は自費処方の方で、結果的には薬価を支払って交付を受けられたということで、薬局さんとしては金銭的には被害はなかったと聞いてはおりますけれども、ただ、受け取りました患者からいたしますと、やはり偽造処方箋、偽造したことに伴って不正に向精神薬を入手したと、いわゆる犯罪行為でございます。

今回の事例につきましては、資料の真ん中辺りにちょっと記載させていただいていますが、1、事例（1）（2）（3）と書いてございますが、このような事例が発生いたしました。

クリニックは、いずれも同じ、共通しているクリニック、Aクリニックということなのでございますけれども、それぞれ正式の処方箋をカラーコピーをして、別々の3か所の薬局から入手したという事例となっております。患者は30代の女性で、不正入手した向精神薬はゾルピデム酒石酸塩錠10mg、それからトリアゾラム錠0.25mgでございます。

その処方箋の特徴でございますけれども、こちらにもちょっと書いてございますけれども、処方箋の紙質がいつもと異なっていたといったようなところと、それから処方箋のラインのほう、はさみで切られているような跡があったというようなことがありました。それから、コピーのようなかすれが結構見られました。主な特徴としましては、こういった三つが挙げられていたということでございます。

当事例を受けまして保健所といたしましては、さらなる拡大を懸念して、北多摩薬剤師会へカラーコピーによる偽造処方箋発見についての情報提供通知を发出させていただきますまして、注意喚起を図ったところでございます。

また、情報をいただきました国分寺薬剤師会へも、当通知、北多摩薬剤師会様宛てに发出した旨の通知を出させていただきますました。

それで、内容的には、偽造処方箋を発見された場合には、速やかに最寄りの警察署へまずは通報いただきたいというところと、それからの保健所へも情報提供いただきますようお願いさせていただいたという内容となっております。

また、薬務課の所管する担当へも、その都度、当該情報については情報共有をさせていただきますました。

薬務課において、今回の向精神薬処方箋応需の際の留意事項について、保健医療局健康安全部薬務課のホームページへ掲載いたしまして、偽造処方箋の見抜きのポイントに

ついでの情報公開も併せてされております。

また、処方箋の偽造または変造に係る注意喚起のためのポスターについても作成をし、ホームページにも公開されております。

資料3-2、先にご覧いただきたいと思うのですが、こちらでも実際のところの掲示させていただいておりますけれども、こちらの小型ポスターにつきまして、私どものほうで立入調査の際に配付をさせていただき、注意喚起を促させていただいているところがございます。

それから、前に戻らせていただきますけれども、資料3-1というところがございますが、向精神薬の取扱いの手引、これは薬局用でございますけれども、そこから抜粋をしている資料ですが、こちら今回の事例にかかわらず、本来、処方箋に書かなければいけない事項が書いていなかった場合ですとか、明らかに偽造されているということが分かる場合には、まずは処方医に疑義照会をし、確認して未然に防止するという、これはできるということと思われましても、ただ、そもそも持ち込まれた処方箋が偽造・変造されたものであるかどうかにつきましては、疑義を持たなければ、なかなか分からないところもあろうかと思えます。

過去の処方歴、その患者さんの処方歴を確認されて妥当か判断される場合ですとか、特に持ち込まれた患者さんの、本人の挙動などに不審な点がなければ、なかなか気がつかないこともあろうかというふうに思われます。

ですので、少しでも疑わしい点があれば、まず、医師に問い合わせさせていただくことが重要かと思っておりますけれども、ただ、あまり過度に気をつかい過ぎて処方箋の応需義務違反につながってしまうようなことも、やはり避けたいところと思っております。

この資料3のほうに記載をさせていただいておりますが、注意事項を改めてご確認いただきまして、偽造処方箋と判断される場合の参考事項としてご活用いただけましたらと思っております。

もし偽造処方箋が持ち込まれた場合には各事例に合わせて、こちらの資料3-1の裏面、4にフローチャートが書かれておりますけれども、こちらに記載の流れで、ぜひご対応いただきますようお願いしたいと思っております。

そして、最後のページの裏面には事故届の内容についても参考に記載させていただいておりますので、発覚された場合は、速やかに保健所のほうまで届けていただくようお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○上村会長 ありがとうございます。

偽造処方箋対策についてですけど、ご意見、ご質問等ございましたら、どうぞ。

じゃあ、私のほうから。最近、ちょっと問題なのは、偽造処方箋ではなくて本物の処方箋なんですけど、本物の処方箋がいろいろ、たくさんの医療機関にかかって、それぞ

ればばらばらな薬局に持ってこられるというのが、実は電子処方箋になってばれているのですよね。

実はおとといに柏市薬剤師会から、ちょっと私、知り合いがいるものですから、たまたま相談を受けましてサイレースの処方箋が、同じ日に三つぐらいの薬局に来ていて、1週間それぞれで、もう十何軒の薬局からサイレースをもらっているというので来ているのですが、でも薬局としては、これ正式な処方箋なのです。

だから、この場合どう対応、都薬のほうはしていますかという相談を受けたのですが、まず保険請求すると、それは保険組合のほうで、まず全部ばれますので、まず国保とか社保に言わないといけないということを言いましたし、それから、もちろん都薬とか県薬とか、そこに報告を挙げて。

偽造処方箋じゃない場合は、こういうケースも保健所さんにも報告したほうがよろしいのでしょうか。

○事務局（光川） ありがとうございます。実際、やはり偽造かどうか、まずそこがポイントになってくるかと思うのですけれども、完全に偽造であると分かりましたら、これはもう向精神薬を不正入手しているというのは明らかでございますので、ぜひ報告いただきたいと思ひますし、それから警察のほうにも言っていただきたいのですけれども、来ても多重受診ですとか、いろいろなパターンがあろうかと思ひます。実際、本物の処方箋でありましたら、直ちにそれを偽造に結びつけるというのは非常に難しいかと思ひますし、特に多重受診の場合につきましては、それ自体、患者さんからしましたら犯罪ではありません。

ただ、処方箋がいろんなところに持ち込まれるということになりますと、やはり場合によっては不正に入手しているということが明らかな場合もあろうかと思ひますので、保健所としましても、偽造であれば動けるかと思うのですけれども、なかなか事例によっては難しいところもあろうかと思ひます。

ただ、そのような情報があるのであれば、参考までに情報共有させていただければと思ひます。

○上村会長 分かりました。でも、明らかに一人で飲める量じゃないものを持っていくというのは、もう。これが電子処方箋になるとすぐばれますので、なかなか難しいだろうと思うのですけど。

はい、どうぞ。

○平井委員 北多摩薬剤師会会長として、先日11月5日に小金井市薬剤師会の会長さんのほうから、今の多重受診ですか、その情報提供がありまして、今、資料を回します。読んでいただければ分かるのですが、サイレースを医療機関複数で受診をして、それぞ

れから出したもの、どう見てもこの量の薬は飲めるわけがないのですので、何にしているのということになります。ただ、これは処方箋なので、この監察・監視があったとは思いますが、こういう情報も、我々としては困ってしまうのですよね。

これは、これから会員に情報提供を行うのですが、先ほどの偽造処方箋のこともそうですし、この多重受診のこともそうですけど、仮に情報提供する際も情報をどこまで、例えば個人が特定できる、これはここの氏名等を消してあります。小金井市さんのほうで配慮して。ただ、処方箋であるから生年月日である程度特定しないと、同一人物かどうか分からないので。それから、あと保険番号の一部ですね。そこが分からないといけない。こちら辺を会員のほうには情報提供する場合は、多分残すと思うのですけどね。

そこら辺の基準は、はっきりと、都薬でもはっきり言ってこないです。そこら辺が、ある程度、基準ができてもらいたいという要望があります。

それから、これは後のことになるのですが、偽造の場合にはもちろんですけど、こういう多重受診ですか、そこら辺の保健所どうなっていくのですかね。

要するに、調剤はしたけれどそれをちゃんと正当に調剤報酬として認められるのかどうかといった問題も残っていると思うのですが、それは、ここの委員会の分科会の議題では、範疇からは外れると思うのですが、その問題が残っております。

取りあえず、情報提供です。

○上村会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

どうぞ。

○池嶋委員 昭島市薬剤師会、池嶋です。よろしく申し上げます。

偽造は割と見破りやすいといえますか、あからさまに紙質が違うので、多分、報告された事例以外はあまりないと思うのですが、今、昭島市の多重受診で、やはりサイレース、1か月で二百何十錠、全部で六つの薬局さんで、処方クリニックは5か所で、やっぱり同じパターンですね。手帳はありません、他科受診はありません。

あと、一つ困ったのが、たまたま薬剤師会の会員の薬局から情報が上がってきたのですが、その薬局以外で調剤を受けているのは、みんな非会員のドラッグストアなのです。たまたまですけど、チェーンのドラッグストアさんの、いわゆる調剤の部分で調剤を受けているので、そこへ情報提供ができないという問題がありました。

なので、じゃあ、どうしようとなったときに、やはり保健所さんか支払基金しかないのじゃないという話になって、会員薬局だとファクスで情報を多分共有して、恐らく個人情報をどこまで出していいのだろうかとなったときに、イニシャルと性別と生年月日と保険者番号だけかなと、これで何とかなるんじゃないという話にはなったんですけど、2点ありまして、非会員への情報提供をどこの機関がやって、我々、疑義照会で止められるのかというのが1点と、あと、さっき平井会長もおっしゃいましたけど、どこ

まで会員間とか薬局間で、その不正かもしれない方の個人情報を公開するというか、どこまでだったら、変な話、また、何か法律も変わるみたいなので個人情報保護法も、我々はどきどきしながらなんですけど、その辺りを何かご示唆というか、どこからか情報が欲しいな、なんていうふうに、日々、最近は思っております。

以上です。

○上村会長 ありがとうございます。これ、多重受診だけじゃなくて、例えばOTCでのオーバードーズが問題になっていて、小児のせき止めの薬を、もう各店舗、薬局ではちゃんと確認して一つしか売らないようにとか言われているのに、10件回れば10個は手に入るわけですね。

ですので、この件は、結構これから偽造よりも僕は問題だと思っていまして、今言われたように、薬剤師会に入っていらっしゃらない薬局さんには、我々、連絡の取りようがないので、ここはもう、ぜひとも保健所さんのご協力をいただかないとなというふうには、ちょっと思っています。

ここでは、今、ここでとどめて次の議題に。

まだ、ありますか。何か。よろしいですか。もうちょっと。

○平井委員 マンジェロ、これは痩せ薬か。それを、いわゆる糖尿病とかそういう患者ではなくて、自費処方箋で、医師は分かっていると思うが、それを薬局に指示書を持ち込んで、取りに来るのは本人じゃなくて中国人みたいなのが。箱から出さないでと。

○池嶋委員 受け取らないですよ、箱から出すと。

○平井委員 そういうケースもあるのですよ。

だから、世の中、どんどん悪くなる一方というか、それを多分、外国に持っていっている可能性もあるのですよね。そういうものが実態なので。

そこら辺も含めて何か対策を考えないと、小手先で潰していても切りがない。そういう時代になりつつあるということです。

○上村会長 どうぞ。

○笠原委員 今回の偽造処方箋は、国分寺市から保健所へご連絡した経緯がありましたけれども、この方は、昔からやっている感じの方でして、今回は分かりづらい、本当に分かりづらい処方箋でした。だから、なかなか見破るのが難しいなというものなので、かなりよく見ないと分からない。

今、池嶋委員からお話があったように、非会員の方への連絡というのが、やはりちょ

っと難しいです。今、全国で進めている「地域医薬品提供体制強化のためのアクションリスト」というのをご存じだと思うのですがけれども、東京都薬剤師会からも保健所のほうへ依頼があるかと思うのですがけれども、各、例えば国分寺市でしたら、会員になっていない薬局のリストを出してほしいというような、依頼が多分来ているかと思うのですがけれども、そのことについては何かご情報があれば、この非会員の情報について、どのようにゲットしたらいいかというようなことがありましたら、教えてください。

○上村会長 先生、その辺の件はちょっと、この議事から外れますので、後で、また議題にさせていただきますので。

この議事に関して、何かほかには。よろしいですか。  
どうぞ。

○鎌田生活環境安全課長 そうしましたら、偽造処方箋関係について、委員からいただいたご意見について、回答させていただければと思います。

確かに、特に今回のケースで多重受診につきましては、先生方、よくご存じのとおり、法律上調剤を拒むことができないとされているところでございます。

特に今回、電子処方箋が広く普及してきたことで、おくすり手帳を持たなくても過去の処方歴がばっと出て、向精神薬を複数医療機関から処方されていることが発覚する事例というの、昨年度辺りから問題になっているというところもあります

それに関しましては、一つ一つの処方箋に関しましては、複数医療機関から処方されていることが過去の処方歴が分かる、調剤履歴が分かるという段階で、ドクターのほうに疑義照会をかけていただきまして、それに基づいて調剤の可否について、ご判断いただけるものと考えております。

その情報を、ほかの薬局で共有することについては、確かに偽造処方箋の場合、犯罪であり、さらに被害拡大することを防ぐ目的で情報共有をしているところですが、多重受診の場合ですと、そこにまだ違法性が確認できない状態であるため、なかなか情報を共有し、ほかの薬局へ情報提供することは、現段階では非常に厳しいと考えております。

それは、薬事行政側としても、そのようなところで考えているところでございます。

先ほど、光川のほうから申し上げたとおり、その中でもし横流しをしているであるとか、不正譲渡の疑いがある場合につきましては、保健所のほうにご連絡いただければ、それは本庁とも調整をしながら、対応可能でございます。しかし、1個1個の多重受診につきましては、現段階では先生方のご協力をいただきながら、疑義照会等々で対応いただきたいというところに、現段階ではなってしまいます。

あと、オーバードーズ関係につきましても、先生がおっしゃっているように、複数のドラッグストアから買われるというようなところでございますけれども、こちらにつきましては今度の法改正で、販売時に、ほかの薬局、店舗販売業からの購入状況について

確認をすることについて規制強化が図られる予定となっております。

今後、法改正でより詳細に記録を残す必要がございますので、こちらにつきましては保健所も監視等でフォローしていければと考えております。

あと、マンジェロにつきましては、先ほどの多重受診と、同じような対応をしていただくことにはなりますが、やはり、適正に処方箋が発行されているものになりますと、なかなか拒むことも厳しいところがございますので、危険性があると感じた場合は、こちらにつきましては、疑義照会をかけていただきまして、対応のほうをしていただければと思います。

以上でございます。

○上村会長 ありがとうございます。まだまだ、ちょっと議論したいと思いますので、それは、また後ほどにして、先に議事に進ませていただきます。

では、次の議事4として「医薬品適正使用推進に係る啓発資材の作成について」、ご説明、よろしくをお願いします。

○事務局（光川） ありがとうございます。議題4ということで、私のほうから説明させていただきたいと思っております。

資料につきましては、資料4のほうをご覧いただきたいというふうに思っております。

こちらが、医薬品適正使用推進に係る啓発資材の作成についてという資料となっております。

今回、住民ですとか患者さんと薬剤師との関わりというところ、こちらをちょっとメインにスポットを当てまして、それぞれの人生のライフステージにおいて薬剤師が深く関わっているという状況がございますけれども、ただ、なかなか、かかりつけ薬剤師制度であるですとか、健康サポート薬局制度につきましては、まだまだ認識度が低いというような現状が報告されております。

そのため、地域の住民の方や、あるいは患者さんに対しまして広く薬剤師の、まずは役割を知ってもらおうというところと、それから薬剤師の役割を知っていただくとともに関わることのメリットですね、これをより強く感じていただくための、まずは啓発資材を作成したいと思っております。

資材の形態といたしましては、やはり、皆様方に長く目に触れやすく、それから遡及効果、これが十分見込まれるものであること。それから、まずは資材配布の容易さに加えて、年を重ねるごとにステージごとに薬剤師がその具体的な服薬指導をやり取りするですとか、様々な制度、こういった説明をされた内容に加えて、ポスター形式の一年間のカレンダーに掲載するような内容の資材というものを、今、検討しております。

この資料の検討に至った経緯でございますけれども、まずは、その病気を抱える患者

さん、それから薬剤師さん、その方の年齢に応じて関わり方が異なる非常に多様化しているというふうに思っております。

ただ、生まれたての乳幼児から、少年期、青年期、それから壮年期、老年期、それぞれ人生のサイクルをたどりながら、やはり、病気と診断されると、そこには必ず薬の専門家であります薬剤師さんが深く関わっている状況でございますし、それから病気の治療ですとか、健康維持のために、当然活躍されているにもかかわらず、繰り返しになりましたけれども、まだ、薬剤師さんの仕事が十分、まだまだ知られていない分野が多いという現状があります。

平成27年10月に厚生労働省から「患者のための薬局ビジョン」を示しておりますけれども、今年、2025年までに全ての薬局が、患者本位のかかりつけ薬剤師機能を持つことを目指して、2016年にかかりつけ薬剤師の制度が導入されたということで、今までの対物から対人中心へのシフトがかかって、医療機関との地域連携との基本原理の下、様々な取組が推進されてきているかと思えます。

その中で、やはり患者さんご自身に適した薬局を患者さんが主体的に選択できるように、健康サポート薬局や、あるいは認定薬局というような制度がされてきているかと思えます。

そういった中で厚生労働省が設置しました「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」、これは何回か開催されてきたと思うのですが、健康サポート薬局が地域の住民の医薬品の適正な使用に助言を与えて、場合によっては医療機関等と連携にうまく結びつけていただいたりですとか、あるいは地域包括ケアシステムの大きなシステムの中で、医療従事者との連携であったり、それからセルフメディケーションですね、今、うたわれていますけれども、そういった相談対応ですとか、非常に期待されている部分は大きいと思えますけれども、ただ、その基本的なメリットがまだ不明確な部分であったり、あるいは、残念ながらあまり認知されていないということでございます。

特に地域の方々におかれましては、薬剤師としましては、まずは在宅対応、それから夜間休日対応、それから感染症ですとか災害対策と非常に多くのお仕事、多岐にわたって、なかなか個別対応が困難というところがございます。

その患者さんが住まわれている地域全体で考えた場合、薬剤師の役割を非常に効果的に発揮していくための仕組みということが重要というふうに位置づけられている状況とともに、やはり行政機関、私どもとしましては、健康サポート薬局の役割ですとか機能といった、そういったことを明示しまして、住民ですとか関係機関等に周知等を図っていきたいというふうに思っておりますし、それから、地域におけます健康相談につきましても、そういった対応等も幅広く実施できる薬局であるということについても、周知を図っていくことが必要というふうに、この提言でも示されてはおります。

そういった動きの中で、当保健所におきましても、こちらの北多摩西部保健医療圏の地域保健医療推進プランを立てさせていただいておりますけれども、その中で、医薬品

の適正使用について推進するという重点プランが設定されております。

その中で、進捗状況を判断するための指標ということで、住民に対する普及啓発が設定されております。従来から、私どものほうも、ホームページですとかで制度の周知、それから住民様からの問合せですとか、それから薬事講習会を通じまして、薬局としての資質向上を図ってまいりました。

それからあわせまして、通常の薬事監視の中でも、健康サポート薬局としての適正機能については実施させていただいております。

ちょっと古いですけど、令和2年10月に内閣府が行いました薬局の利用に関する世論調査においても、これは全国の18歳以上の日本国籍3,000人に対して無作為で郵送して調査を行っているという調査なのですが、健康サポート薬局に求める役割、それから認知度について調査項目が設定されているのですけれども、健康サポート薬局について「よく知っている」と答えた割合は1割未満でございます。

あれから、もう、5年ぐらいたっておりますので、場合によっては、ちょっとデータは変わっているかもしれませんが、当時はまだ1%未満にとどまっているということで、まずはその制度の住民の方々への普及啓発、それから利用促進というのがまず最優先されているという課題が残っております。

そういったこともありまして、少し冒頭でも申し上げましたけれども、本年5月21日に薬機法改正がありまして、健康サポート薬局は「健康増進支援薬局」ということで、都道府県による認定制度が創設されるということになっております。

これができるすと、認定を受けた薬局のみが健康増進支援薬局の名称を使用できる仕組みとなるわけなのですが、従来の健康サポート薬局は届出制だったのですけれども、ただやはり制度利用はまだ進んでおらず、住民への認知もかなり限定的だったということで、やはり公的の認定による信頼性の確保とか、機能の明確化といったような、そういった見直しを行って、これまで以上に認知度の向上を図りたいというふうにされている状況でございます。

今回、そういう具体的な認定基準につきましては、ほかの認定薬局と併せまして、これから議論が進められていくというふうに聞いております。こちらの制度につきましては、公布後2年以内の施行が予定されてはおりますけれども、本年8月での薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会ですね。ここの中でも示されている内容ではあるのですが、患者さんですとか地域住民に対して、行政としても、やはり薬局の役割を周知していくということについても含めまして、当初、締結されております薬局のための薬局ビジョンの考え方は、今後とも引き継がれていくというふうな形で考えられております。

このような経緯がございまして、具体的には、今、内容は検討させていただいておりますけど、この資料4の裏面のところでございますけれども、啓発資材と書いておまして、これはちょっと略称でございますけれども、こういった形のものを今、作ろうと考えております。

このような背景から、多摩立川保健所のほうでは、ホームページでの周知啓発と併せまして、全体的には固まってはおりますけれども、イメージとしてはこのような内容を検討させていただいております。

ポスターカレンダーで、大きさですが、A2サイズのフルカラーを想定しておりますけれども、来年度のカレンダーと併せまして、会話形式で、具体的に薬剤師の関わり方をお示しして、こちらの啓発資材（案）というものを載せさせていただいておりますけれども、右半分のほうには、かかりつけ薬剤師、薬局、それから健康サポート薬局についての説明文を掲載する予定としております。

あと、現場での活用の領域といたしまして、主に、市や薬局さんを対象として考えております。さらに市としましては、地域住民のやはり健康推進に活用いただけないかと、それから薬局薬剤師さんにつきましては介護関連でのご活用を想定しております。

また、当概要につきましても、薬剤師会様のご意見をいただきながら進めていきたいなというふうに思っております。

スケジュールについてでございますけれども、こちらの資料の3番のところですが、夏前頃から検討開始をさせていただいております。現在ですけれども、資材の検討を行っております、本日の薬事分科会で説明させていただきました。その後の予定といたしましては、来年2月を目途に資材を完成させて、年度内には関係機関への配布を予定させていただく状況でございます。

以上でございます。

○上村会長 ありがとうございます。この議事について、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

どうぞ。

○松岡委員 東大和市薬剤師会、松岡です。

ちょっとカレンダーのところ、令和8年4月から令和9年3月となっていて、割と1月から始まるカレンダーが多いので、何か意図があったのかなと思ひまして。お願いいたします。

○事務局（光川） カレンダーについてですか。

○松岡委員 はい、4月からとなっていたので。割と入れ替えるときって1月からが多いので。何か意図があって4月にしたのかなと思ひまして。

○事務局（光川） 新年度という位置づけで考えておりますので。年度、年ですと1月で、確におっしゃるとおりでございますけれども。

○松岡委員 ああ、1月から作られる。

○事務局（光川） 4月から3月までの年度で切って作ろうかなというふうに思っています。

○松岡委員 多分、カレンダーを入れ替えるとしたら1月とかで入れ替えるご家庭が多いので、4月からのほうがよいのかもしれないです。

○事務局（光川） ありがとうございます。ちょっと検討に加えさせていただきます。

○上村会長 ありがとうございます。私も多分、4月に替える家庭ってほとんどいないと思います。みんな12月の大掃除のときに、みんな替えていますので。

昔、富山で、4月、年度で切り替える地下鉄の地図が、カレンダーを小さいのを作ったのですが、誰も利用しないのでやめたのですよね、実を言うと。ちょっとそういう事例があったものですから、ご参考までに。

だから、もし間に合わないようであれば、これ、私、再来年の1月から、来年じゃなくて再来年の1月からぐらいでも構わないかなと思っているのですが。まあ、これがあるのしょうから、間に合えば1月がいいなと思っています。

○事務局（澤田） すみません、ご意見を聞かせていただいてありがたいのですが、配布の時期が3月ぐらいに、恐らくなってしまうかと思うのですが、その場合であっても1月開始のほうがよろしいでしょうか。

○上村会長 配布時期が3月だったら、それは4月からにしておかないとしようがないと思いますけどね。

○事務局（澤田） ありがとうございます。

また次の年になってしまうと、法改正があるので、健康サポート薬局とかの説明がすぐわなくなってしまう可能性があるのですよね。

やっぱり3月に配布するのであれば、4月のほうがいいですかね。

○上村会長 仕方ない。要望ですので、こちらの意見として聞いていただければと。

○事務局（澤田） はい、ありがとうございます。

○上村会長 ほかに、ありますか、この件について。

下平さん。

○下平委員 国立市の下平です。

これは、薬局に貼るものですか。それとも患者さんの御自宅で貼るものですか。

○事務局（澤田） 枚数的に、薬局の皆様にお配りする分ぐらいしかありませんので、一般市民の方に配送することは考えておりません。

なので、薬局ですとか、あと、市役所ですとか、そういったところへの配布を考えております。

○下平委員 A2は大丈夫ですかね。大きさ的には。

○事務局（澤田） そうですね。それで、A2というのは小さいほうのポスターのサイズになります。

○上村会長 ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、あと20分ぐらいですけど、その他として、皆さん、いろんなご意見があると思いますので、今日の議題にとらわれず、自由にフリーで、ちょっといろいろ討論したいと思うんですけど。

先ほど、笠原委員がおっしゃったアクションリストの件ですよ。それも多分、平井先生も何かあるとおっしゃっていた、どうぞ。

○平井委員 先ほど話があった点で、アクションリスト。その関係の資料を持ってきました。

今、上村先生からもご説明があったと思うのですが、厚労省と薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会での議論がありまして、それを踏まえて日薬で、それに関連したアクションリストというのを作成しました。それに関して、我々のほうにいろいろな、なんていうのですか、要望、こういう方法でやってくれと書いてあるわけです。その後、7月25日の薬事日報でこういうふうの説明しております。

ちょっと見ていただきたいのは3番目の最後から6行目、アクションリストに関係してくるのは非会員含む全薬局って書いてある、4番目には地域医薬品集の作成の取り組むというところ。その後、4行目ぐらいに、そのリストには麻薬、高額医薬品、希少薬品、在宅医療、そういったものをリスト化しようと。

この麻薬、高額医薬品、希少薬品に関しては、宇津木先生がこの中心になってまとめ

てきていただいているのですが、要するに、非会員に関しては全く処置のしようがないという状況です。

次の5段目に休日夜間の外来、在宅医療に関するリストもそれに含めるということなのですが、既に北多摩薬剤師がホームページに、そういったリストもあるんですが、それに医薬品のリストを加えるというふうに書かれるようになった。ここは、話は戻りますが、非会員も含む全薬局ということで、先ほどの話に戻ってしまいますが。

○上村会長 ありがとうございます。

ということで、我々、薬剤師会の会員には、非会員の薬局さんと連絡の取りようがない、というのが実は現実的にありまして、この辺で我々としては、ぜひ、保健所さんにご協力いただいて、どうにかならないかなというご意見ということで、よろしいですか。

○平井委員 まあ、簡単には。

○上村会長 ということなのですが、いかがでしょうか。

○鎌田生活環境安全課長 ありがとうございます。生活環境安全課長の鎌田でございます。

こちらの日薬のアクションリストにつきましては、昨年度の機能強化検討会を受けて、恐らく、日薬のほうでどのように対応していくのか、日薬としての方向性を示されたかなというふうに考えています。

このアクションリストは、各会員薬局につきましては、各地区薬剤師会で対応しやすいというところが、非会員薬局のほうはなかなか進めにくいところかとは思っています。

非会員さんにつきましては、恐らく昨年度の保険の改正のときに、地域支援体制加算を取るときの薬局リストを、恐らく作ったのかなと思います。それは会員のみならず、非会員を含めて全てということで、厚労省からの指示があったかと思っておりますので、そちらをベースにというのが日本薬剤師会のイメージなのではと考えております。

こちらの保健所といたしましても、管内全ての薬局の連絡先等々は当然でございますので、開示請求をしていただければ連絡先等、薬局の情報につきましては全て一覧で出すことが可能でございますので、必要があればおっしゃっていただければと思います。

○上村会長 ありがとうございます。ぜひ、利用させていただきたいです。

前、日薬のほうから来て、そういうリストを作りましたけれども、どんどん新しい薬局があれば、もう閉局してしまった薬局もございますので、やはり一番、今の現時点での薬局リストというのは、やっぱり保健所さんでないと分からないと思いますので、ぜひご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうぞ。

○平井委員 すみません、追加なのですが。この医薬品集は、一般人も見られる、閲覧できるようになっていることもあります。その場合、麻薬とか、そういうものも、このリストに載せるのが望ましいという方向になってきています。

麻薬の薬局間の小分けといいますかね、そこら辺も縛りがある。いろんな条件があるので、そこら辺はどういうふうを考えられているのかと思いました。

○上村会長 昔、麻薬を扱っているということが分かっちゃうと、そこに強盗が入ったりするから、それを出すなという時期も昔はありました。

どうでしょうか、今は。

○鎌田生活環境安全課長 今回のアクションリストの医薬品集について、何を目的に作成をさせるのかについて、保健所として把握はしておりません。

ただ、背景としては、地域医療をどう進めていくのかということが目的で、お薬が足りずに供給ができなかったという地方での事例があったので、そこが問題になったと認識しております。一般人を目的としているか、それとも関係医療機関、もしくは薬局間で共有をすることを目的としているのかによって、対応が変わってくるのではと考えます。

あと、もう一つが、麻薬につきましては、おっしゃるとおり麻薬の免許を持っていること、麻薬の取扱いがあることで盗難のおそれがあるということで、以前は防犯上の理由から公表しないように説明をしてきたところでございます。一方で、現在は、薬局機能情報の中で、麻薬の免許を持っていることは報告をしているので、麻薬を取り扱えることは公表されているという状況でもございます。

○上村会長 確かに麻薬処方箋を持った患者さんが、どこの薬局に行ってもいいかわからないのは困ると思いますので、それは確かだと思います。

ほかにご意見ございますか。

先ほどの多重受診の件で、確かに疑義照会しかないのかなと思ってはいるのですが、実際、疑義照会してもお医者さんのほうとしては、ほかにかかっていることを知らないとか。私、経験したのですが、昔ですけど、そのかかっている方で反社会的な人が来ていて、お医者さんも怖くて断れないと言われたことが、実はあります。

ですから、今後、先ほど言いましたけど電子処方箋になってくれれば、どれだけもらっているかというのが一目瞭然分かりますので、ですから、そうなると、今後ちょっと対応も、正式な処方箋なので何もできないということじゃなくて、明らかに他へ売買するための目的で持っていっているというのが予測できた場合は、すぐ警察というわけには我々いかないですよ、これは。偽造だったらすぐ警察にも言うのですが、なかなか

それはできないので、何かその辺の対応というか、申し出られるところがあるといいなというのは、ちょっと希望なのですけどね。

○鎌田生活環境安全課長 ありがとうございます。

そのような場合につきましては、保健所のほうにご相談いただければと思います。やはり不正譲渡が行われているかどうかなどは、なかなか、通報もすぐに難しいかと思えます。

○上村会長 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いします。

ほかに、どうでしょうか、

笠原先生、先ほどのアクションリストの件は、今のあれで大丈夫ですか。よろしいですか。ありがとうございます。

ほかに、どうでしょう。まだ、時間はあと10分ぐらい。

平井先生、何かありますか。

○平井委員 希少医薬品、高額医薬品といったら、宇津木先生が結構、病院関係で連絡先求められているので、先生から。

○宇津木委員 武蔵村山の宇津木です。

実は、今日の午前中に災害医療センターと、2か月に1回懇話会という、私、北多摩の代表として出て、立川市の薬剤師会の副会長の石原先生と、あと島野先生と、あと病院の薬剤部の先生方で、たわいもない話をするのですが、やっぱり一番初めに毎回、たらい回しですね、処方箋で薬がなくてというのがありますでしょうかという話から始まり、じゃあ、先月で2件起こってしまったと。

実は、結構ここ1年ぐらい、この医薬品のリストを何となく作ったり、横でつながって、みんなでこういうふうにならないようにしようねという働きかけは薬剤師会としてやってきたつもりなのですが、最近、また2件出てしまってます。

1件が、ナゼアODという、抗がん剤を使うときに使う支持療法の制吐剤なのですが、ありそうで、なさそうで、あるはずなお薬なのですが、結局3件回ってなくて、そのまま病院に戻ってきたという、こういう事例が1件と。

あとは、リファンピシンという結核の治療の減感作療法といって、すごい少量を使うみたいな。これは、たらい回しというか、薬局から病院にクレームが、こんな処方箋は院内でやってくれというような、こういうのがちょっと出てしまっていて、どこの地域だとかというのは情報はなかったのですが、僕たちが抱えていることって自分たちの薬剤師会という組織内でいかに、例えばリストを作っても、結果的にこういう事案を減らすためにやっているわけじゃないですか。こういうことが起こらないようにというのが僕

たちの第一の目的でやっているのですが、やっぱり減らないのが現実なのだというのは、すごい私個人として感じるのです。

先ほどのアクションリストの話もありましたが、やっぱり僕たちは会員の外にどれだけ情報をもらいに行ったりとかというところが、やっぱりすごく難しいのですよ、現実問題。なので、ここはアクションリストの件を含めても、ぜひ、僕としては保健所さんが、ちょっと主導になっていただきたいというのが、個人の意見でございます。

すみません、ありがとうございます。

○上村会長 ありがとうございます。

ほかに、どうでしょうか。

あと、ちょっと僕から聞きたいのが、今度、緊急避妊薬がOTCで販売されるようになったのですけれども、これ、要指導薬よりワンランク上の要指導薬だと思っておりますけれども、保健所さんとして、この辺に対する何か、我々薬局に対する何か指導と申しますか、それは何か考えられているのでしょうか。

○事務局（光川） ありがとうございます。

おっしゃるとおり、おそらく指定要指導医薬品になると思うのですけれども、今、メーカーのほうから、それを使う前に当たっての薬局の条件ということで、先生おっしゃっていただいたとおり、研修を受けることですか、それから使用する際は対面ということで、云わば患者さんが直接薬局に来て、そこで薬剤師さんの指導の下で服用するというような制度になろうかと思っております。

今まで、例えばエパデールTですとか、これも第一種の医薬品でありますけれども、こちら国の方から、例えば一斉監視指導等で同じように扱っていますかというお話をさせていただいたり、あるいは扱っていただいている場合には、どういう形で指導していますかというのを、通常に関してもエパデールTについては、今も引き続いてお話しさせていただいている状況です。

ですので、場合によっては監視指導の中で緊急避妊薬を扱っていますかと、扱っている場合にはこういった形で見せてくださいというようなことで、もし国の方から言わなかったとしても、例えば一斉監視指導の中で今後重点的に監察させていただくことはあり得るのかなというふうに思っております。

なかなか管理が難しいというか、必ず薬剤師さんが関わらないと患者さんにとって不利になってしまうとか、そういったお薬はあると思っております。今後も、そういうことで指定され得るものになるかなと思っておりますので、こちら注視しつつ、必要な監視指導の中でさせていただきたいなというふうに思っております。

○上村会長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

ほか、どうでしょうか。どうぞ。

○平井委員 補足になりますが、医薬品のリストに絡んでくる業者がいっぱい出ています。例えばこういうような、これを見て分かると思う。一般市民向け在庫であるのです。こちらは、こんなお悩みにアプローチ、薬の在庫がなく断られてしまった。すぐに薬を服用したい。ここから近いところの薬局を知りたい、在庫薬局検索をかける、こういうのがあるわけです。一般の方、地域住民に対応したようなことをしろということなのです。そういうふうに話が進んでしまっているのですね、市場のほうも。ここら辺補足をして。

○上村会長 この資料は、後で保健所さんのほうに置いて帰って、ぜひ、ご覧いただければと思います。

我々、昔、在庫がない場合に緊急に分け合うシステムとか、薬剤師会の中では、やっているのですよ。ですけど、非会員の方が急に買いにこられても、本当に薬局の人なのかどうか、我々、顔を見たこともなくて、分からなくて。本来ならば薬剤師免許を持っていかなきゃならないけど、こんな賞状みたいなのを持ってくる人なんか誰もいないのであれなのですけど、今もうこういう時代にちょっとなってきていますね。

先ほどから私も、もう電子処方箋には当然ならざるを得ないとなるのでしょうかけれども、OTCのオーバードーズに関してなんですけど、多分、医療用のおくすり手帳って要らなくなっちゃう気がするのですよ。電子処方箋になると。

そうすると、今現存しているおくすり手帳というのは、OTCで利用しないといけないうのじゃないかなと、僕すごく思っています。だから、そのOTCもできればうまく電子化して、今、電子おくすり手帳も大分進んでいるのであれなのですけれども、先ほどちょっとOTCの話もちょっとありましたけれども、これからおくすり手帳がOTCのお役に立っていくのかなという気がちょっとしているのですけど、池嶋先生、どうですか。

○池嶋委員 うちもOTCをやっているのですが、お恥ずかしながら個人情報特定して販売できるというケースが少ないので、正直、Aという薬剤師が調剤でお薬を渡していて、Cという薬剤師がOTCで対応したときに、薬歴すら見ないというケースは50%以上あります。

ですので、全く勝手なあれなのですけど、マイナで買えるようにすれば、せき止めも3件、4件で買うとかって絶対できないと思うのですけど、でも今コンビニで遠隔で売ってもいいというふうに時代はなってきたので、そういう規制はかけたほうが。

さっきの疑義照会の話なのですが、我々の努力だけじゃ無理ですよ。消費者さんとか、そういう意図をもってそういうふうに入手する人のほうが賢いので、オレオレ

何とかじゃないですけど、もうちょっと、法律で規制している物質であるから、流通ももうちょっと規制するべきだというのは、勝手な私見です。お願いとかではありません。それぐらいやらないと止まらないのじゃないかなというのは、ちょっと、とみに感じております。

でも、そうはいつでもおくすり手帳が活用できるように。レジからシールを出す機能とかあるのですよ。おくすり手帳に貼れるシールとか、レシートを貼ってくださいという機能は、たまたまうちのPOSには入っているのですが。それぐらいにしかなくていないので、もうちょっとシステムの壁をつくって、壁じゃないですね、なんて言うのですかね。適正に使用できるようなものをつくっていただければとは思っております。

すみません、全くの私見です。すみません。

○上村会長 では、最後、古谷先生。もう、あまり時間がないので。

○古谷委員 もう時間がないので。

私、ずっとこの適正使用とか在庫のこととかで話をしていたので、ちょっと口を挟めなかったのですが、薬育に関してなんですけれども、ずっと前から私、言っていると思うのですが、やはり薬育って、何を最低限、小学生が知らなければならぬのか、何を教わって大人になっていかなければならぬのかという、その最低限の指導要領みたいなものですね。そういったものが、同じ東京都に住んでいて教育格差があるのはやはりまずいと思うので、東京都の小学校を出たならば、これだけは押さえているというようなガイドラインみたいなものがあつたらいいなと思います。

立川市の中でも、やはり学校薬剤師が結構薬育の指導をやっているのですが、その方の、要するにスキルに頼っている部分がありまして、どこまでやっているかというのは、やはり、うかがい知れない部分も恥ずかしながらありまして、そこは、やはり最低限の部分を押さえていただくように、何か指導要領みたいなものがあるといいなということを思っております。

それから、これは全くの私見なのですが、私、ちょっと家族が日本ではない国に住んでいて、そこでは病院にかかるのには予約をしなくちゃいけない、予約をしても2か月とか3か月、風邪をひいても2か月ぐらい待たないと診てもらえないという、そういう国におりまして。

それで、何かあつたらどうするかというと、やはり自分のかかりつけの薬局に行って、薬剤師さんからお薬をもらう。だから、お医者さんより薬剤師さんが、自分にとっては大切なのだということを言っていました。やっぱり、そういうふうに言ってもらえるような薬局の立場というのですか、そういったものが必要なんじゃないか。

じゃあ、どうしたらいいと言われると困るのですが、すごい、せっかくみんな頑張っているのに、薬局で、何でもまたここで症状を言わなきゃいけないのだと

逆ギレされたり、何も要らないから早く薬だけよこせとか、そういったようなことをやっぱり言われる立場なのです、私たちは。

もうちょっと、何か薬剤師さんって役に立つのだよというところも知っていただきたいなって思う、今日この頃です。以上です。

○上村会長 貴重なご意見、ありがとうございました。

ということで時間になりましたので、事務局のほうにお返しさせていただきます。どうもありがとうございます。

○鎌田生活環境安全課長 上村会長、議事進行、ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、長時間にわたり活発な意見交換や速やかな議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

薬育や薬物乱用防止教育などを中心に、いろいろと意見交換できたことは、非常に有意義であったという、これまた貴重なご意見、情報提供もありがとうございました。

本日いただきましたご意見を参考にいたしまして、保健所におきましても、薬育教育であるとか今後の薬物乱用防止対策の強化、地域医療に関して強化を検討してまいりたいと思います。

また、皆様方の連携も借りながら推進していけたらというふうに考えてございます。今後とも、委員の皆様のご指導、ご協力をいただけますように、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、本日の薬事分科会を終了させていただきます。

本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。お持ち物など、お忘れなきようお帰りください。

以上でございます。

午後2時59分 閉会